

「建設工事」及び「建設工事に関する業務委託」の請負代金額に係る前金払について

令和7年2月1日

建設業界等の資金繰りを一層支援するため、令和7年2月1日より前金払の限度額を撤廃します。

1 対象工事

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事1件の請負代金額が300万円以上（※債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上）のものが対象です。

2 前金払の金額

- ①土木建築に関する工事（②及び③に該当するものを除く。）にあつては、請負代金額の10分の4以内です。なお、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額になります。
- ②土木建築に関する工事の設計及び土木建築に関する工事に関する調査又は測量にあつては、請負代金額の10分の3以内です。なお、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額になります。
- ③土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造にあつては、請負代金額の10分の3以内です。なお、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額になります。

3 前金払の申請方法

- ① 東日本建設業保証(株)に前払金の保証申込をします。
↓
- ② 東日本建設業保証(株)の保証書（電子保証も可）と前払金請求書（様式第1号）を町に提出します。
↓
- ③後日、指定の口座に前払金が振り込まれます。